

令和8年4月27日

新入生・編入生・臨時支援金受給中保護者 各位

※申請期間を変更しています。まだ申請ができていない
保護者は申請をお願いします

沖縄県立北山高等学校
校長 神村 智子
(公印省略)

令和8年度高等学校等就学支援金（授業料支援）の申請手続きについて

高等学校等就学支援制度は、国による授業料の支援制度です。

本制度は今年度（令和8年4月）から所得制限が撤廃され、多くの生徒の皆さんが授業料支援を受けることができるようになりました。

つきましては本制度を受けるために全員手続きが必要となりますので、下記のとおり手続きをしてください。（※手続きを行わないと授業料9,900円を毎月支払う必要があります）

なお、就学支援金は授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

(変更) 申請期間：令和8年4月27日（月）～令和8年5月13日（水）

- 1 申請期間 : 令和8年4月15日（水）～令和8年4月26日（日）
- 2 申請方法 : オンライン申請（必ず期限までに申請を行ってください）
※国籍が「日本国以外」の方は、紙申請となります。事務室までご連絡ください。

- ①同封のID通知書のログインID・パスワードを使用して下記のQRコードまたはURLよりログインする。



<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

- ②ログイン→「意向登録」を行い、「続けて受給資格認定を行う」まで処理を行ってください。
- ③裏面に、詳細マニュアルへのリンクを載せていますので、操作方法でお困りの際は参照してください。それでもご不明な点がございましたら、事務室までお問合せください。

※令和8年度より所得確認が撤廃されましたが、国籍の確認が必要となります。

【問合せ先】北山高等学校 事務室（石垣）
0980-56-2401

新入生・編入生・臨時支援金受給中保護者は

全員申請が必要です。

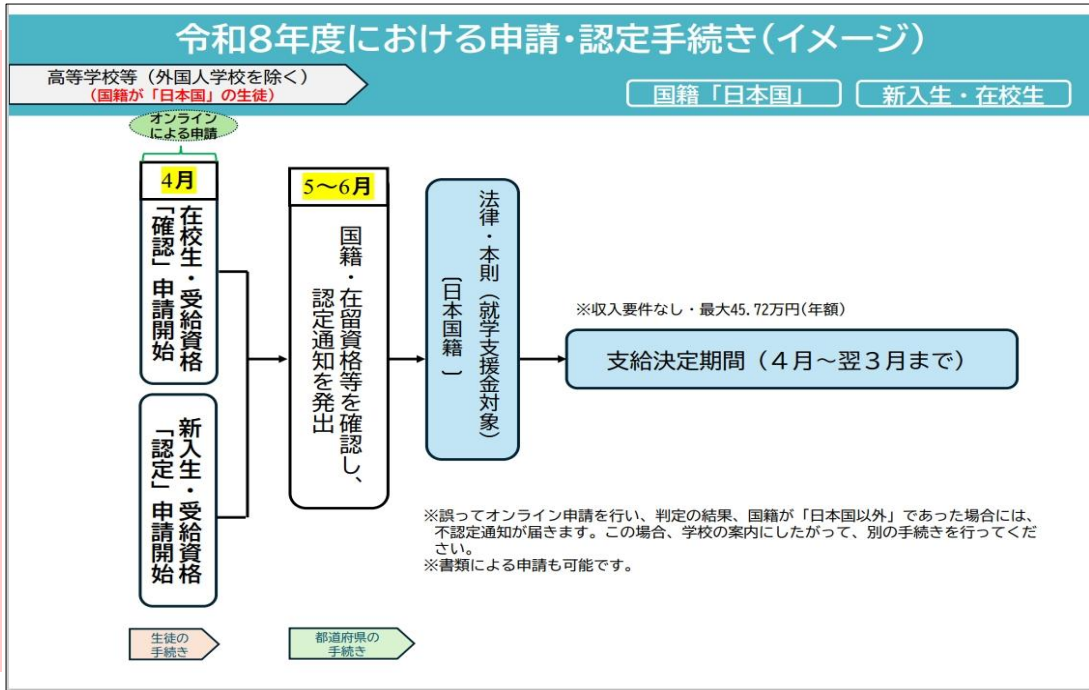
文部科学省HP

※e-shienマニュアル

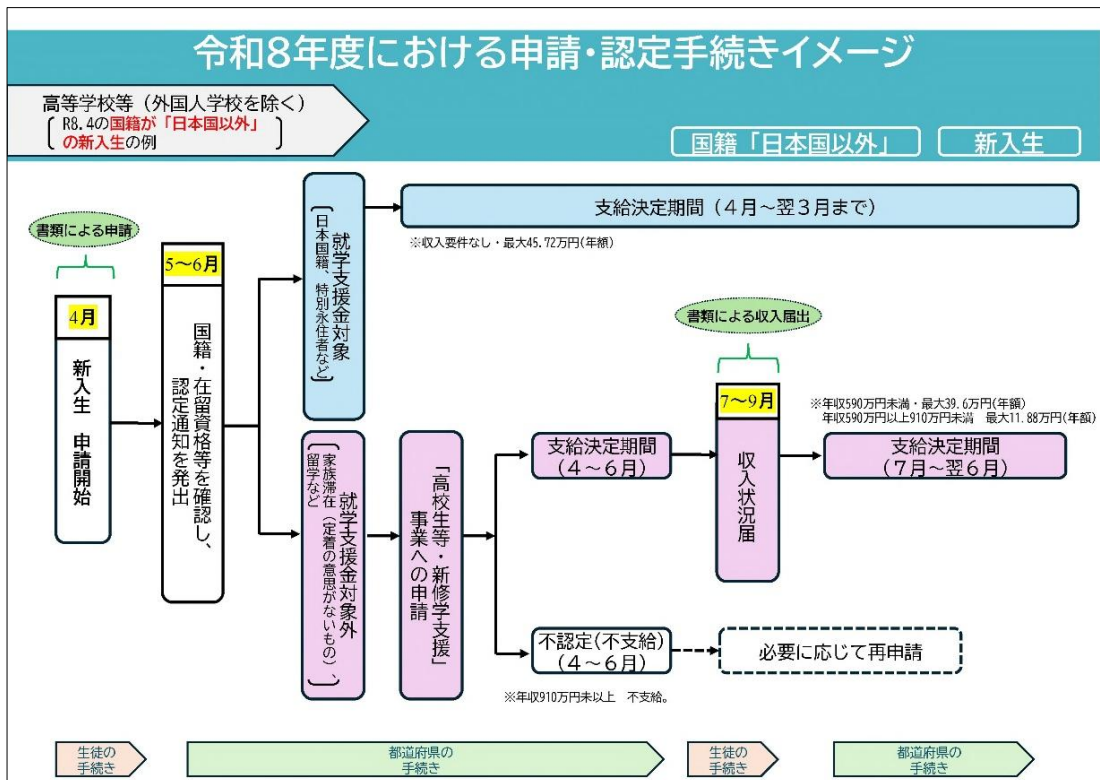
「意向登録」「受給資格認定申請」申請方法



国籍が「日本国」



国籍が「日本国以外」
※書類による申請



令和8年4月27日

就学支援金受給中保護者 各位

※申請期間を変更しています。まだ申請ができていない保護者は申請をお願いします

沖縄県立北山高等学校
校長 神村 智子
(公印省略)

令和8年度高等学校等就学支援金（授業料支援）の申請手続きについて

高等学校等就学支援制度は、国による授業料の支援制度です。

本制度は今年度（令和8年4月）から所得制限が撤廃され、多くの生徒の皆さんが授業料支援を受けることができるようになりました。

つきましては本制度を受けるために、**再度全員手続きが必要となります**ので、下記のとおり手続きをしてください。（※手続きを行わないと授業料9,900円を毎月支払う必要があります）

なお、就学支援金は授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

(変更) 申請期間：令和8年4月27日（月）～令和8年5月13日（水）

- 1 申請期間 : 令和8年4月15日（水）～令和8年4月26日（日）
- 2 申請方法 : オンライン申請（必ず期限までに申請を行ってください）
※国籍が「日本国以外」の方は、紙申請となります。事務室までご連絡ください。

- ①同封のID通知書のログインID・パスワードを使用して下記のQRコードまたはURLよりログインする。



<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

- ②ログイン→変更手続の「在校生受給資格確認」を選択→「2026年4月1日以降の申請」→「国籍」を選択、その後指示に従い処理を行ってください。

- ③裏面に、詳細マニュアルへのリンクを載せていますので、操作方法でお困りの際は参照してください。それでもご不明な点がございましたら、事務室までお問合せください。

※令和8年度より所得確認が撤廃されましたが、国籍の確認が必要となります。

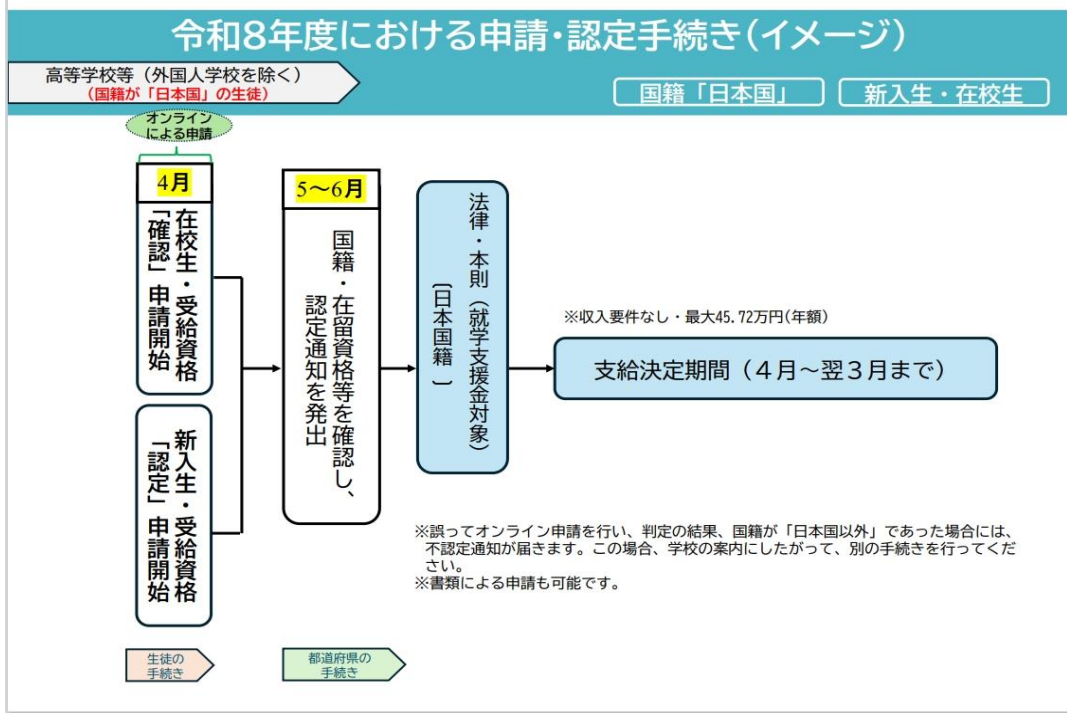
【問合せ先】北山高等学校 事務室（石垣）
0980-56-2401

就学支援金を受給している在校生、
全員申請が必要です。

文部科学省HP
 ※e-shienマニュアル
 「在校生受給資格確認」申請方法



国籍が「日本国」



国籍が「日本国以外」
 ※書類による申請

